

# 自然環境復元協会役員報酬規程

平成26年10月18日 制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第18条に定める特定非営利活動法人自然環境復元協会の役員報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

附 則 (平成26年10月18日 理事会制定)

この規程は、平成26年10月18日から施行する。

この規定の施行により、下記規定を廃止する。

役員報酬規程 (平成12年7月24日施行)

## Ⅱ. 給与規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第 1条 この規程は就業規則第32条の規定に基づき、特定非営利活動法人自然環境復元協会（以下協会という）の正職員の給与に関する事項を定めたものである。

#### (適用)

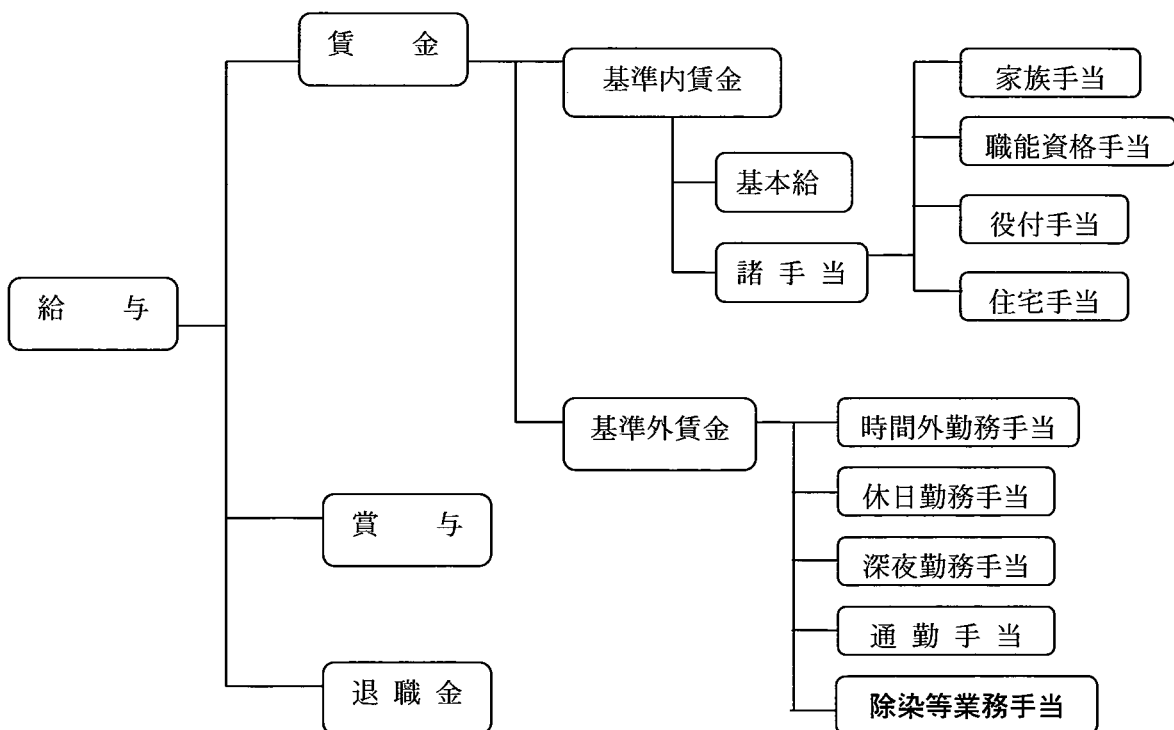
- 第 2条 この規程は就業規則第5条の規定により採用された正職員に適用する。
- 2 管理職としての要件を満たした者については、時間外勤務手当および休日勤務手当に関する規程は適用しない。
  - 3 パートタイム・アルバイト・その他の職員については、別に定める規程に基づく。

#### (男女同一賃金の原則)

第 3条 協会は、同一条件、同一業務、同一価値労働に従事する者に対しては、女性であることを理由に給与について差別することはない。

#### (給与の構成)

第 4条 給与とは、労働の対価として正職員に支払われ次の構成とする。



## 第2章 給与の決定

### (基本給)

第5条 基本給とは、就業規則に定める所定労働時間就業した場合の給与であり、正職員の年齢、技能、経験、学歴、勤務成績、職務遂行能力等世間相場を勘案して決定する。

## 第3章 諸手当

### 第1節 基準内諸手当

#### (家族手当)

第6条 家族手当は、次の所得税法上の扶養親族を有する正職員に対し支給する。

① 扶養親族	1人目	月額	10,000円
② 18歳未満の子	1人から3人まで	1人につき	月額 3,000円
③ 65歳以上の父母	2人まで	1人につき	月額 3,000円

#### (役付手当)

第7条 役付手当は、正職員の役付者に対し、その責任の度合いに応じ支給する。

① 局長	月額	3,000円
------	----	--------

#### (職能資格手当)

第8条 職能資格手当は、正社員(職員)に対し次の区分により支給する。  
ただし、この手当は協会の業績が良好な場合に限り適用する。

① 主事(勤続3年以上27歳以上)	月額	3,000円
② 副参事(勤続10年以上35歳以上)	月額	10,000円
③ 参事(勤続15年以上40歳以上)	月額	20,000円

#### (住宅手当)

第9条 住宅手当は、正職員1人に10,000円支給する。

## 第2節 基準外諸手当

### (通勤手当)

- 第10条 通勤手当は、毎日出勤する者で定期券を購入する者に対し、定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、非課税限度額をもって支給限度とする。
- 2 通勤区間に交通機関がない場合または勤務の都合上交通機関を利用できない者については、会社の許可を得て自転車、または自動車通勤することができる。この場合通勤手当は自宅から当協会までの通勤路における実測最短距離に応じて、ガソリン代を支給する。ただし、通勤手当の非課税限度額までとする。

### (割増賃金)

- 第11条 1 就業規則第21条に定める所定労働時間を超え、もしくは第22条に定める所定休日に労働させた場合または深夜に労働させた場合には、次に掲げる算式によって計算した割増賃金を支給する。

① 時間外労働割増賃金(所定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{基準内諸手当(家族手当を除く)}}{\text{1ヵ月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金(所定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{基準内諸手当(家族手当を除く)}}{\text{1ヵ月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜業割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{基準内諸手当(家族手当を除く)}}{\text{1ヵ月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

2 前項の1か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数 } 120) \times 1 \text{ 日の所定労働時間数 } 8}{12} \approx 163$$

3 日給額は次の算式により計算する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{基準内諸手当}}{1 \text{ 月の平均所定労働日数}}$$

4 時給額は次の算式により計算する。

$$\text{時給額} = \text{日給額} \div 1 \text{ 日の平均所定労働時間数}$$

(除染等業務手当)

第12条 1 厚生労働省の除染等業務を除染電離則で定めている規定を遵守して業務を行った従事者には、次に掲げる算式によって計算した手当を支給する。

2 除染等業務手当の支給対象者は、別に定める「除染等業務における誓約書」の提出を要する。

除染等業務従事者	帰還困難区域：10,000円 居住制限区域、避難指示解除準備区域：6,600円
----------	--

※1日の作業時間が4時間に満たない場合は、上記手当に60/100を乗じた額

## 第4章 給与の計算および支払

### (給与の計算期間及び支払日)

- 第12条 1 給与は、毎月20日に締切り、当月25日に支払う。ただし、支払日が所定休日にあたる場合は、その前日に支払う。
- 2 計算期間の途中で入社、または退職した場合には、給与総額を計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して前項に定める支払日に支払う。

### (給与の支払と控除)

- 第13条 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次ぎに掲げるものは、給与から控除するものとする。
- ① 源泉所得税
  - ② 住民税(特別徴収として、給与から天引きとする)
  - ③ 健康保険料(介護保険料を含む。)
  - ④ 厚生年金保険料
  - ⑤ 雇用保険料
  - ⑥ 労働者の過半数を代表する者との労使協定により控除対象としたもの

### (休暇等の賃金)

- 第14条 就業規則第26条の年次有給休暇および第31条の慶弔休暇取得時の賃金は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 次の事由により勤務しなかった日および時間については、給与は無給とする。
- ① 第27条の産前産後の休業、生理休暇。
  - ② 第28条育児・介護休業、子の看護休業等、育児時間。
  - ③ 第29条母性健康管理のための休暇。
- 3 第11条に定める休職期間中は、無給とする。

### (欠勤等の扱い)

- 第15条 職員の欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、次のとおり賃金を減額する。
- ①I 欠勤は1日につき1日あたりの賃金を減額する。  
ただし、一賃金計算すべてにわたって欠勤した場合は、いかなる賃金も支給しない。
  - ②II 遅刻・早退・私用外出は1時間当たりの基準内賃金額にこれらの合計時間数を乗じた額を減額する。
- 2 前項の時間数については、合計時間のうち30分未満の端数は切り捨てる。

## 第5章 昇給

### (昇給)

第16条 昇給は、毎年4月1日をもって、基本給について世間相場を考慮し行うものとする。

- 2 昇給額は、正職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。
- 3 協会の業績が著しく悪化した場合は、昇給しないことがある。

## 第6章 賞与

### (賞与)

第17条 賞与は収支予算で定めた額内で支給することができる。

- 2 賞与を支給する場合は、次の各号に基づくものとする。
  - (1) 支給時期は、毎年7月および12月に支給する。
  - (2) 賞与額は、一般的な方法として基本部分として、本人の本給に一定の率を乗じた額。ただし、一定の率は4倍を上限とする。  
評価部分として、本人の勤務成績、能力、その他を評価して決定する額。
  - (3) (2)項の賞与額の決め方ではなく臨時の一時金として支給することもある。
  - (4) 賞与の査定期間は、上期を4月から9月・下期を10月から3月とする。  
査定期間中途入社者の査定期間は、入社日以降とする。
  - (5) 賞与の受給資格は、次の各号の一に該当しない者に支給する。
    - ①賞与支給日に在籍しないもの
    - ②賞与支給日前4日以上在籍しないもの
    - ③査定期間内において所定労働日の10%以上欠勤したもの。ただし、年次有給休暇、出勤扱いとなる休暇、会社事由による休業は出勤扱いとする。
    - ④上記①から③に該当する場合であっても特別な事由がある場合は、考慮して支給することがある。

## 第7章 退職金

### (退職金の支給)

第18条 退職金は『退職金規定』に基づき支給する。ただし、協会に支給能力がない場合は支給しない。

(施行期日) 付則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

改定 平成24年4月30日

改定 平成26年10月18日

改定 平成27年3月31日



## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人自然環境復元協会	事業年度	H31年4月1日～R2年3月31日
-----	-------------------	------	-------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	594,000 円
賛助会員受取会費	873,000 円
受取寄附金	11,888,234 円
受取助成金	1,178,000 円
事業収益	20,770,640 円
その他収益	190,231 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	35,494,105 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
日本政策金融公庫	520,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	520,000 円

## (3) その他

該当なし











認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 自然環境復元協会	チェック欄
-----	--------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和元年4月1日～令和2年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。  
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。



## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人自然環境復元協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		
石川 晶生		理事		○							平成26年6月1日就任
奥田 進一		理事		○							平成26年6月1日就任 令和2年6月13日退任
河口 秀樹		理事		○							平成28年12月6日就任
河野 均		理事		○							平成28年12月6日就任
小堀 悠		理事		○							平成28年6月5日就任
島村 雅英		理事		○							平成26年6月1日就任
高畑 正		理事		○							平成26年6月1日就任 令和2年6月13日退任
林 寛之		理事		○							平成28年6月5日就任
水上 精榮		理事		○							平成24年6月1日就任 令和2年6月13日退任
山岡 好夫		理事		○							平成24年6月1日就任
福富 洋一郎		監事		○							平成25年11月15日就任 令和2年6月13日退任

山崎 康徳		監事		○								平成16年6月1日就任 令和2年6月13日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 自然環境復元協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（ソリマチ会計王）を使用 ルーズリーフ	随時	10年
補助元帳	会計ソフト（ソリマチ会計王）を使用 ルーズリーフ	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（ソリマチ会計王）を使用 ルーズリーフ	随時	10年
貸金台帳	Excel を使用 ルーズリーフ	毎月	10年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 自然環境復元協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 自然環境復元協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 自然環境復元協会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 自然環境復元協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ